

○財務省告示第四十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年一月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年二月十日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十 九回、第七十回、第八十回、第 八十三回、第八十五回、第八十 七回、第九十二回及び第九十三 回）及び利付国庫債券（三十年） （第一回、第九回、第十回、第 十一回、第二十一回、第二十二 回、第二十五回及び第二十六回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 額面金額で千四百九十八億円					





（第一回） （第三十回） （利付国庫債券）	（第二回） （第九十回） （利付国庫債券）	（第二回） （第九十回） （利付国庫債券）	（第七回） （第八十回） （利付国庫債券）	（第五回） （第八十回） （利付国庫債券）	（第三回） （第八十回） （利付国庫債券）	（第十回） （第八十回） （利付国庫債券）	（第九回） （第七十回） （利付国庫債券）	（第九回） （第六十回） （利付国庫債券）	名称及び記号
二・八%	二・〇%	二・一%	二・二%	二・一%	二・一%	二・一%	二・四%	二・一%	利率（年）
平成九年四月二十一日	平成三年三月二十九日	平成十年三月二十八日	平成三年三月二十八日	平成三年三月二十八日	平成十年三月二十七日	平成六年三月二十七日	平成六年三月二十六日	平成三年三月二十六日	償還期限
七十六億円	百億円	五十億円	五十六億円	二百九十四億円	三十億円	四億円	五億円	三百三十九億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。  
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十一年一月二十一日

（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第二十回） （国庫債券）	（利付第二十回） （国庫債券）	（利付第二十回） （国庫債券）	（利付第十回） （国庫債券）	（利付第十回） （国庫債券）	（利付第九回） （国庫債券）
二・四%	二・三%	二・五%	二・三%	一・七%	一・一%	一・四%
平成三年四月二十九日	平成十年四月二十八日	平成三年四月二十八日	平成十年四月二十七日	平成六年四月二十五日	平成三年四月二十五日	平成十年四月二十四日
百四億円	六十三億円	百三十二億円	二十七億円	十八億円	百億円	百億円